

# 会員が8・9月と2カ月連続で増勢に！民商は業者の相談場所として求められている

## 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市中央区沿西3丁目10-14  
電話(243)0141  
23年10月9日

### インボイス相談会に相談が続々と

新潟民商では8・9月と2カ月連続で入会者が退会者を上回る増勢となりました。間違いなく会外業者は相談場所を求めています。

8月は元会員と建築業者の3名が入会しています。建築業者の人たちは元請と下請という関係。当初は記帳やインボイスの要求で下請業者だけが入会する予定でしたが、建築業者交流会などの話をすると変化が。

「俺も出たい」との話になり元請の人も入会となっています。退会者は廃業された1名に留まり増勢となっています。9月は6名の入会者が生まれました。特徴的なのはインボイス相談会に多くの会外業者が訪れていることです。



ロックごとの相談会は8回開催されて、会外業者が15名以上参加、2名が入会しています。会外業者の相談者の多くは訳も分からずインボイスを登録し、その後どうなるのかを危惧して参加していました。江南区相談会にも会員が知り合いを誘つて一緒に参加するなど、つながりが大きく広がりました。

その他にも市橋雅彰副会長などの紹介で新規開業や貸し渉りにあつた業者が2名入会。太平支部では労働保険の要求、石山では元会員が「やっぱり民商」と再入会しています。

会外業者はインボイスに加えて、今後の電子帳簿保存などで頭を悩まし、相談できる場を本当に求めています。知り合いの業者に民商の存在を広く知らせて、仲間を大きく増やしていきましょう。

### 制度実施後は消費税相当分はどうなるの？ インボイス制度の留意点Q&A

#### ◆ 登録しなくても大丈夫？

インボイス制度の登録は「任意」です。取引先から求められてから検討することにしましょう。

#### ◆ 免税業者のままでも売上に消費税分を請求できる？

消費税は消費者から預かるものではなく、商品（売上）対価の一部です。仮に消費税分をもらわなくても、もった事になり、売上として計上されます。売上に消費税分を含めても心配する必要はありません。

#### ◆ 「経過措置」とは？

課税業者が免税業者と取引した場合、支払った額の8割分の消費税額は控除できます。※2026年9月まで元請から「インボイスを登録しなければ10%値引きする」「取引を中止する」などと言われた場合は、この経過措置を知らせましょう。「登録しなくとも取引継続になつた」という声もあります。

#### ◆ 「2割特例」とは？

免税業者が「インボイス登録によって」課税業者になる場合は「3年間」消費税額が売上の2割になる特例です。ただし、各年2年前の売上が1千万円以下でないと特例が適用されないので注意が必要です。

#### ◆ 外注先にインボイスを求めるか？

外注先にインボイス登録を求めるかどうかは「経過措置」「2割特例」を参考に話し合いが必要です。

#### ◆ 全ての取引にインボイスが必要？

売上1億円以下の事業者は1万円未満の取引についてはインボイスが不要となる「少額特例」があります。

※6年間

「簡易課税」を選択している事業者は、税額計算の特性上、取引先（仕入先など）からインボイスを発行してもらう必要はありません。インボイスは消費税の計算にのみ、影響が出る制度なので、自身が免税業者の場合も取引相手（仕入先など）からインボイスをもらう必要はありません。

## 日程

県婦協・業者婦人学校	10月15日
婦人部三役会議	10月17日
共済会三役会議	10月21日

## シリーズ・商売頑張るV.O. - 24

「丁寧に仕事をすることを心掛けています

妹アンドリー・小山光夫（木戸支部）

クリーニング業を始めて44年になります。紫竹の住宅街に店舗はあります。民商に入会したきっかけは、知り合いからの紹介と帳面付けを覚えたという理由でした。支部の記帳で覚え、民商から配られる自主計算ノートとパソコンを使い記帳しています。

現在、紫竹地域は木戸支部のエリアですが、何年前かは覚えていませんが、木戸支部と合併する前は紫竹支部でした。結婚するときに当時の紫竹支部の仲間や事務局が心のこもった結婚を祝う会を開いてくれて、大変嬉しかった思い出があります。

お客様には衣類の汚れの状態など丁寧に説明するよう心掛けています。衣類の汚れで困つたら当店までお願いします。

東区を中心に洗濯物を集配していますのでお電話いただければ伺います。

現行の保険証を残してほしい署名に取り組んでいますが、マイナ保険証をもたない人のためにも残してほしいです。



小山さん手作りの看板が出て迎えます。



西ブロックでは28日、インボイス相談会を内野まちづくりセンターで開催し、7名が参加し、そのうち会外の方が1名でした。

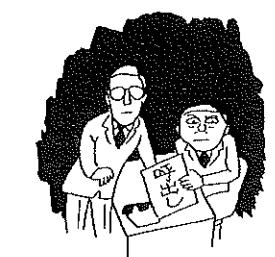
「税理士に言われインボイスは登録済み。税理士報酬を今まで決算時に12万円支払っていたが、制度が始まつたら月々2万5千円を要求されている。これでは倍だ。記帳は自分でしているが、決算書も自分で作ることができるだろうか?制度が始まつたら帳簿への記載は今まで通りでいいのだろうか」と空調修理業の業者から切実な相談がありました。

また「インボイスに対応する請求書の書き方はどうなるのか」などの質問も。美容師の人は「仕入先からの登録番号の報告に困惑した」と話していました。

過去最高のオンライン署名数50万筆を突破しているにもかかわらず、強行されるインボイス。中小業者・フリーランスからの怒りの声が反映されています。

### 納税者の権利を身につけて頑張ろう 税務調査の対応を交流し税金対策部会

新型コロナが5類となり、税務調査も増え始めています。新潟民商内でも6名から相談が寄せられています。建設関連業者が多いのが特徴です。



民商では税務調査の状況をお互い励まし合おうと、26日に税金対策部会を開催し、9名が参加しています。

最初に渡部睦夫税対部長が「コロナが5類となり税務調査が増えていく。」との会議で納税者の権利を身につけ、励まし合いながら乗り切ろう」と挨拶しました。

続けて自主計算パンフレットの税務調査の章を読み合わせした後、自己紹介・状況の交流へ。様々な不安などが出されました。「税務調査は納税者の承諾が必要」「事前通知の不備は違法調査」などの話を聞くと、不安が少しづつ解消されていく様子でした。

中には事前通知の不備が疑われる人も。税務署交渉も視野に入れつつ、「今後も定期的に状況を交流しよう」と税対部を継続的に開催する予定です。